

NO&T U.S. Law Update

米国最新法律情報

2024年12月 No.135

CFIUSの調査・法執行権限を強化する最終規則の公表

弁護士・ニューヨーク州弁護士 達本 麻佑子

弁護士 中村 勇貴

はじめに

当事務所が2024年5月に発行したニュースレター¹では、2024年4月11日、米国財務省が、対米外国投資委員会（Committee on Foreign Investment in the United States、以下「CFIUS」といいます。）の調査及び法執行権限を強化する規則案（Notice of Proposed Rulemaking、以下「規則案」といいます。）を公表したことを紹介し、その主なポイントを説明しました。

CFIUSは、2024年11月18日、この規則案を踏まえた最終規則（Amendments to Penalty Provisions, Provision of Information, Negotiation of Mitigation Agreements, and Other Procedures Pertaining to Certain Investments in the United States by Foreign Persons and Certain Transactions by Foreign Persons Involving Real Estate in the United States、以下「最終規則」といいます。）を作成し、公表しました²。パブリックコメント手続きにおいて、規則案に対して多数のコメントが寄せられましたが、最終規則について、概ね規則案からの変更はありませんでした。今回のニュースレターでは、規則案からの変更点を説明するとともに、5月のニュースレターで紹介した内容を敷衍しつつ最終規則の概要を紹介します。

CFIUSの情報収集権限の拡大

最終規則の柱の一つがCFIUSの情報収集権限の拡大です。最終規則では、CFIUSへの届出がなされなかった取引について、CFIUSが取引当事者に対して要請できる情報の範囲が拡大されました。この点については、規則案から特段変更はありません。

現状の規則では、CFIUSには、CFIUSの管轄権の対象となる取引に該当するか否かを判断するための情報を取引当事者等に請求する権利が認められていますが、最終規則では、これに加えて、（CFIUSの管轄権の対象となる取引のうち）CFIUSへの届出が義務づけられる取引に該当するか否か、及び、取引が国家安全保障上の懸念を生じさせるものであるかの判断に必要な情報を、CFIUSの要請に応じて提供することが取引当事者等に義務づけられました。このような情報は、届出がなされなかった取引について調査を行う場合に従前もCFIUSが要請していた情報ではありますが、今後はより広範な情報がCFIUSから求められる可能性があり、留意が必要です。

また、最終規則では、CFIUSが、(i)影響緩和措置に関する法執行及びモニタリングのための情報収集並びに(ii)取引当事者がCFIUSに提供した情報に重大な不備や虚偽がないかを判断するための情報収集において、取引当事者等に情報提供を義務づけることができることも明示されました。現状の規則では、CFIUSがこのような場合において情報提供要請をすることができるかとされているものの、情報提供要請を受けた者に回答義務があるか否かは明

¹ 当初案の内容については、当事務所発行の米国最新法律情報 No.119 「CFIUSの調査・法執行権限を強化する規則案の公表」（2024年5月）をご参照ください。

² 最終規則の内容については、<https://www.federalregister.gov/documents/2024/11/26/2024-27310/penalty-provisions-provision-of-information-negotiation-of-mitigation-agreements-and-other> をご参照ください。

示されていなかったため、この点を明示したものです。

加えて、CFIUS による召喚 (subpoena) 権限も拡大されました。現状の規則では、CFIUS による召喚権限は、CFIUS が召喚権限の行使を必要と考える場合において行使できるものとされていますが、最終規則では、CFIUS が召喚権限の行使を適切と考える場合において行使できるものとされました。これにより、CFIUS の裁量の余地が拡大されたといえます。

影響緩和措置に関する回答期限の設定

2 つ目の柱が影響緩和措置に関する回答期限の設定です。この点については、最終規則において規則案から変更が加えられました。

現状の規則では、CFIUS による影響緩和措置の提案に対する取引当事者の回答期限は定められておらず、取引当事者の回答に時間がかかることもありました。この点を考慮し、CFIUS の審査を迅速に進める観点から、規則案では、取引当事者は CFIUS による影響緩和措置の提案から 3 営業日以内に実質的な回答をすることが義務づけられていました。

もっとも、3 営業日以内で実質的な回答をすることが難しい場合もあり、また、そのような短期間の制限を形式的に当てはめることが望ましくない場合もありうることから、最終規則においては、3 営業日以内の回答をデフォルトルールとすることを廃止し、Staff Chairperson が裁量により 3 営業日以上回答期間を定めることができるものとされました。かかる裁量による期限の設定の判断に際しては、(i)法令で定められた CFIUS の審査の期間、(ii)当該取引による米国の国家安全保障上のリスク、(iii)CFIUS への取引当事者の対応、(iv)当該取引の性質、(v)当該取引を停止し又は条件を課すことの適切性、及び(vi)当該取引について Staff Chairperson が適切と考えるその他の事情が考慮されるものとされています。なお、規則案同様、最終規則においても、設定された回答期限は、(取引当事者の要請の下) CFIUS により延長可能となっています。

罰金の範囲等の拡大

3 つ目の柱が罰金の範囲等の拡大であり、この点については、最終規則において規則案からの変更は特段ありません。

1. 罰金が科される対象の拡大

現状の規則では、CFIUS に提供した情報に重大な虚偽や不備があった場合において罰金が科されるのは、CFIUS への届出等に記載の情報に限定されていました。最終規則では、そのような場合に限らず、届出がなされず CFIUS からの要請に従って情報が提供された場合や、取引当事者ではない第三者として情報提供が行われる場合に、CFIUS に提供した情報に重大な虚偽や不備があった場合も罰金の対象としました。

2. 罰金額の増額

現状の規則では、CFIUS への届出が義務づけられる取引について適時に届出がなされなかった場合及び影響緩和措置の違反の場合、最大の罰金額は、\$250,000 又は取引金額のいずれか高い方の金額とされています。最終規則では、上記の \$250,000 の基準が \$5,000,000 へと増額されるとともに、影響緩和措置の違反の場合には、違反者の米国事業の価値も最大の罰金額において考慮されることになり、① \$5,000,000、② 取引金額又は③ 米国事業の価値のいずれか最も高いものの金額が罰金の最大額となります。CFIUS に提出した情報に重大な虚偽や不備があった場合の違反 (取引当事者でなく第三者として情報提供した場合も含まれます。) についても、最大の罰金額が \$250,000 から \$5,000,000 へと増額されます。罰金額の増額は、CFIUS 対応を適切に行わなかった場合のリスクを高めるものといえます。

3. 罰金についての異議申立ての期間の伸長

現状の規則では、罰金の通知を受けた者は、通知の受領から 15 営業日が経過するまでの期間異議申立てをすることができるものとされており、CFIUS は、異議申立てから 15 営業日が経過するまでに異議申立てを審査し、最

終の決定を下すものとされています。最終規則では、いずれの期間も 15 営業日から 20 営業日へ延長されました。

最終規則の施行時期について

最終規則は、11月26日に連邦官報（Federal Register）において公告されました。最終規則は、公告から30日経過後に施行されることとなりますので、2024年12月26日が施行日となる見込みです。

最終規則の記載によれば、①影響緩和措置の回答期限の設定は、施行日時点で進行中の審査には適用されない、②罰金の増額については、施行日時点で締結済みの合意には適用されない、③罰金についての異議申立ての期間の延長は係属中のものについては適用されない等の例外はあるものの、原則的には、最終規則は、施行日後のCFIUSの全ての行為に適用されます。

まとめ

上記のとおり、最終規則は、CFIUSの規則の執行権限を強化するものとなっておりますが、強化された執行権限がどのように活用されるかは今後の実務運用次第であり、来るトランプ政権下での運用を含めて今後の動向が注目されます。ただ、いずれにしても、CFIUSとしては、モニタリングや執行を一層強化する姿勢であることは確かであり、より慎重にCFIUSへの対応を検討していくべきと考えられます。

2024年12月24日

[執筆者]

**辻本 麻佑子**

(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・ニューヨーク州弁護士 パートナー)
mayuko_tsujimoto@noandt.com

2008年京都大学法学部卒業。2016年 Harvard Law School 卒業 (LL.M.)。2010年弁護士登録 (第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2016年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 勤務。

入所以来、M&A を中心とした案件に従事し、現在はニューヨークを拠点として、日本及び米国のクライアントに対して企業法務全般にわたるリーガルサービスを提供している。

**中村 勇貴** (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士)

yuki_nakamura@noandt.com

2014年東京大学法学部卒業。2015年弁護士登録 (第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2022年 Harvard Law School 卒業 (LL.M.)。2022年～2023年 Jenner & Block

(Los Angeles) に勤務。2023年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 勤務。M&A 取引、テクノロジー案件、ベンチャー案件を中心に、現在はニューヨークを拠点として国内外の企業法務全般に関するアドバイスを提供している。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

www.noandt.com

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

450 Lexington Avenue, Suite 3700
New York, NY 10017, U.S.A.

Tel: +1-212-258-3333 (代表) Fax: +1-212-957-3939 (代表) Email: info-ny@noandt.com



Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP は、米国における紛争対応や日米間の国際取引について効率的な助言を行うことを目的に、長島・大野・常松法律事務所のニューヨーク・オフィスの事業主体として 2010 年 9 月 1 日に開設されました。米国の法務事情について精緻な情報収集を行いつつ、米国やその周辺地域で法律問題に直面する日本企業に対して、良質かつ効率的なサービスを提供しています。

長島・大野・常松 法律事務所

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約 600 名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

(*提携事務所)

NO&T U.S. Law Update ~米国最新法律情報~の配信登録を希望される場合には、
<https://www.noandt.com/newsletters/nl_us_law_update/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-us@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承いただけますようお願いいたします。